

制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6、那覇市上下水道局契約事務規程第5条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼 次 俊 正

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 平成29年度松川地内測量・分筆業務委託
- (2) 場 所 那覇市字松川地内
- (3) 履 行 期 間 契約の日から90日間
- (4) 概 要
- ① 目 的 本業務は、雨水施設用地を取得するために、当該用地に係る土地について、調査・測量を行い、分筆等登記を行うことを目的とする。
- ② 事業概要 調査・測量 2筆 (510㎡)、分筆登記 2筆
- (5) 予 定 価 格 1,145,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

2 入札参加資格要件

(1)	施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
(2)	会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
(3)	経営状況が著しく不健全であると那覇市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認める者に該当しない者であること。（ 公告日 の3月前から 落札決定予定日 までの間に不渡り等を生じていない者であること。前号に該当するものを除く。）
(4)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると管理者が認める者に該当しない者であること。 那覇市上下水道局公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成24年4月1日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自分（自社）は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導しなければならない。 ※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。 ※落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」を総務課へ提出しなければならない。
(5)	那覇市内に事務所を有する者。
(6)	次のアからウまでに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。 ア 沖縄県土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士 イ 沖縄県土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士法人 ウ 公益社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 入札参加資格審査について

本件入札への参加希望者は、2の入札参加資格要件に掲げる事項について、資格の有無の確認を行うので、以下の必要な入札参加資格審査申請書類等を提出すること。

(1) 入札参加資格審査申請書類等の配布および受付

日 時 平成29年8月31日(木)～平成29年9月8日(金)

9時から17時まで(土日祝日を除く)

場 所 那覇市おもろまち1丁目1番1号

那覇市上下水道局A棟3階 総務課 契約検査室 電話番号 941-7809

※上記受付場所へ持参すること。FAX や郵送による提出は受付いたしません。

(2) 入札参加資格審査申請書及び関係書類

申請書類は局専用様式を用いること。入札参加資格審査申請書(局様式1)は全員提出となります。

関係書類は以下のとおり。

ア. 沖縄県土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士

- ① 土地家屋調査士登録証明書
- ② 印鑑証明書
- ③ 市税の未納がないことの証明書(完納証明書※写し可)

イ. 沖縄県土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士法人

- ① 土地家屋調査士登録証明書
- ② 印鑑証明書
- ③ 登記簿謄本
- ④ 有資格者に係る証明書(局様式2)
- ⑤ 市税の未納がないことの証明書(完納証明書※写し可)

ウ. 公益社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

- ① 登記簿謄本
- ② 印鑑証明書
- ③ 市税の未納がないことの証明書(完納証明書※写し可)

(3) 入札参加資格審査の結果の通知

入札参加資格審査の結果は平成29年9月14日(木)午後5時15分までにFAXで通知します。届かない場合は那覇市上下水道局総務課へ電話連絡をお願いします。

入札参加資格がないと判断された者は書面(様式自由)を持参し、その理由説明を受けることが出来ます。(総務課契約検査室 941-7809)

4 設計図書等の配布

配布期間 平成29年8月31日(木)～平成29年9月8日(金)

9時～17時まで(土日を除く)

配布場所 那覇市おもろまち1丁目1番1号

那覇市上下水道局 A棟1階 下水道課 管理第二係

5 設計図書等の内容に関する質問の受付・回答に関する事項

- 質問受付期間 平成29年9月4日(月)～平成29年9月8日(金)
9時～17時まで(土日を除く)
- 質問受付方法 質問がある場合、配布する質問書様式を用いて下水道課にFAXしてください。
FAX941-7828
- 回答日・方法 4の設計図書等を受け取った方全員に平成29年9月12日(火)午後5時15分までに、回答書をFAXします。

6 入札

日時 平成29年9月19日(火)10時15分
場所 那覇市上下水道局A棟4階 会議室

- (1) 入札書は専用様式を用いること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (3) 郵送やFAXによる入札は受け付けない。
- (4) 入札は、執行の場所に代表者本人又はその代理人が出席して行わなければならない。
- (5) 代理人をもって入札をしようとする者は、入札前に委任状を提出しなければならない。委任状は専用様式を用いること。
- (6) 本人及びその代理人は、同一事項について他の入札代理人となることはできない。

7 入札書の不受理・無効等に関する事項

- (1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。また、落札者決定後において、該当落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消します。
 - ① 入札案件名の記載がない、又は公告と一致しない入札書等
 - ② 金額又は¥記号の記載がない入札書
 - ③ 入札金額を訂正した入札書
 - ④ 予定価格を超える入札金額が記載された入札書
 - ⑤ 発注者名、所在地、商号又は名称、代表者氏名、押印、日付のいずれかを欠く入札書等
 - ⑥ 作成年月日の記載のないもの又は誤りのある入札書等
 - ⑦ 発注者名の記載が誤っている入札書等
 - ⑧ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書等
 - ⑨ 同一の応札者が同一案件に2通以上入札書を提出した場合の入札
 - ⑩ 入札参加資格を満たさない者が提出した入札書等
 - ⑪ 虚偽の記載がされた入札書等
 - ⑫ 明らかに連合によると認められる者が提出した入札書等
 - ⑬ その他入札の条件に違反した者が提出した入札書等
 - ⑭ 那覇市上下水道局契約規程第15条の規定に該当する入札。
- (2) 提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回はできない。

(3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。

※那覇市上下水道局制限付一般競争入札心得をご覧ください。(ただし第10条は該当しません)

8 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

(1) 入札保証金 免除する。ただし、落札者が正当な理由無く契約を締結しない場合はその落札は効力を失い、損害賠償金として見積もった契約金額の100分の5を那覇市上下水道局に納付しなければならない。

(2) 契約保証金 免除する。

(3) 前金払 適用しない。

(4) 部分払 適用しない。

10 その他必要な事項

(1) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、入札日時等の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、入札等は延期になる場合があります。延期後の日時は、追って那覇市上下水道局ホームページ上で連絡します。

(2) 提出された関係書類は返却いたしません。

11 問い合わせ先

(1) この公告・入札・開札・契約に関すること

那覇上下水道局 総務課 契約検査室 担当 中村

電話番号 941-7809 FAX番号 941-7829

(2) 設計図書等の内容に関すること

那覇上下水道局 下水道課 管理第二係 担当 新垣

電話番号 941-7808 FAX番号 941-7828